

株式会社外為どっとコム 外貨ネクストネオ取引約款 新旧対照表

<平成 26 年 6 月 28 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第 1 条～ 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める外国為替保証金取引を行うことを目的として、当社所定の本約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により外貨ネクストネオ (以下「本口座」という) の開設の申込を行うものとします。ただし、申込にあたっては以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 名義の如何を問わず、外貨ネクストネオにおいて既に口座をお持ちでないこと</p> <p>(11) ～ (14) (略)</p> <p>2. ～ 6. (略)</p> <p>第 9 条～ 第 25 条 (略)</p> <p>第 26 条 (解約)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 6 条、第 14 条及び第 16 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当社はお客様との間の本取引を直ちに解約できるものとします。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p><u>(13) お客様が満 99 歳以上となった場合</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第 1 条～ 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める外国為替保証金取引を行うことを目的として、当社所定の本約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により外貨ネクストネオ (以下「本口座」という) の開設の申込を行うものとします。ただし、申込にあたっては以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 名義の如何を問わず、外貨ネクストネオ<u>または外貨ネクスト</u>において既に口座をお持ちでないこと</p> <p>(11) ～ (14) (略)</p> <p>2. ～ 6. (略)</p> <p>第 9 条～ 第 25 条 (略)</p> <p>第 26 条 (解約)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 6 条、第 14 条及び第 16 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当社はお客様との間の本取引を直ちに解約できるものとします。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>